

第6次贈呈対象者について

対象施設	対象期間	区分	対象職種・業務	贈呈額 (一人あたり)
大阪コロナ重症センター 及び 徳洲会コロナ重症センター 【対象A】 (※1)	R2. 12. 1 ～ R3. 9. 30	(ア)	「大阪コロナ重症センター」及び「徳洲会コロナ重症センター」内において、常態として入院患者の医療業務に従事した医療職	(5日以上勤務) 20万円 (5日未満勤務) 5万円
		(イ)	「大阪コロナ重症センター」及び「徳洲会コロナ重症センター」内において、薬剤業務など入院患者の治療に関連する業務に従事した医療職	(一律) 5万円
		(ウ)	「大阪コロナ重症センター」及び「徳洲会コロナ重症センター」内において、特殊清掃業務等感染防止装備を着用して行う業務に従事した者	(一律) 3万円
重症患者受入医療機関 【対象B】 (※2)	R2. 9. 1 ～ R3. 9. 30 (※3)	(ア)	大阪府の要請に応じ、重症患者の受入病床を確保していた医療機関のレッドゾーン内において、新型コロナウイルス感染症入院患者に直接接する医療業務に従事した医療職	(5日以上勤務) 20万円 (5日未満勤務) 5万円
			大阪府の要請に応じ、 <u>受入患者が重症化した場合に、その治療を継続して行った軽症中等症患者受入医療機関</u> のレッドゾーン内において、新型コロナウイルス感染症入院患者に直接接する医療業務に従事した医療職	
		(イ)	大阪府の要請に応じ、重症患者の受入病床を確保していた医療機関の新型コロナウイルス感染症入院患者を入院させる病棟等において、薬剤業務など新型コロナウイルス感染症入院患者の治療に関する業務に従事した医療職	(一律) 5万円
			大阪府の要請に応じ、 <u>受入患者が重症化した場合に、その治療を継続して行った軽症中等症患者受入医療機関</u> の受入患者を入院させる病棟等において、薬剤業務など新型コロナウイルス感染症入院患者の治療に関する業務に従事した医療職	
		(ウ)	大阪府の要請に応じ、重症患者の受入病床を確保していた医療機関内において、感染防止装備を着用して行う清掃、リネン交換、配膳業務等のバックヤード業務等に従事した者	(一律) 3万円
			大阪府の要請に応じ、 <u>受入患者が重症化した場合に、その治療を継続して行った軽症中等症患者受入医療機関</u> の施設内において、感染防止装備を着用して行う清掃、リネン交換、配膳業務等のバックヤード業務等に従事した者	
大阪府の指定する宿泊施設 【対象C】 (※2)	R2. 9. 1 ～ R3. 9. 30	(ア)	大阪府の要請に応じ、府外及び府内より応援職員として、大阪府の指定した宿泊施設の施設内において、新型コロナウイルス感染症患者の療養業務に従事した医療職	(5日以上勤務) 10万円 (5日未満勤務) 5万円
入院患者待機ステーション 【対象D】 (※2)	R3. 4. 1 ～ R3. 9. 30	(ア)	大阪府の要請に応じ、府外及び府内より応援職員として、「入院患者待機ステーション」の施設内において、新型コロナウイルス感染症患者に関する業務に従事した医療職	(一律) 5万円

・公立病院職員については対象とするが、保健所等行政機関職員については対象外とする。

(※1) これまで大阪コロナ重症センターを対象とした贈呈を受けた者は対象外とする。
(但し、従事日数増により贈呈額が増額となる者等は差額の申請が可能)

(※2) これまで大阪コロナ重症センター以外の施設を対象とした贈呈を受けた者は対象外とする。
(但し、従事日数増により贈呈額が増額となる者等は差額の申請が可能)

(※3) ・重症患者の受入病床を確保していた医療機関の対象期間は、R2.9.1～R3.9.30の間で、重症患者を受け入れる病床を登録していた期間
・受入患者が重症化した場合に、その治療を継続して行った軽症中等症患者受入医療機関の対象期間は、R3.4.6～R3.7.12